

政治団体設立届

総務大臣 殿
宮崎県選挙管理委員会

令和 年 月 日

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名



政治資金規正法第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

ふりがな				
名 称				
政治団体の区分	<input type="checkbox"/> 政党 <input type="checkbox"/> 政党の支部 <input type="checkbox"/> 政治資金団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第 1 8 条の 2 第 1 項の規定による政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	※ 左記団体のうち国会議員関係政治団体に該当するものの区分 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員関係政治団体		
目 的	別紙のとおり	組 織 年 月 日	令 和 年 月 日	
主たる事務所の所在地	〒 (-) 電話 () - -			
主たる活動区域				
区 分	氏 名	住 所	生年月日	選任年月日
ふりがな		〒 (-)	大 昭 平	令 和
代 表 者		電話 () - -	・ ・	・ ・
ふりがな		〒 (-)	大 昭 平	令 和
会 計 責 任 者		電話 () - -	・ ・	・ ・
ふりがな		〒 (-)	大 昭 平	令 和
会 計 責 任 者 の 職 務 代 行 者		電話 () - -	・ ・	・ ・
支部の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	課税上の優遇措置の適用関係の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類			
政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名(ふりがな)	公職の候補者に係る公職の種類		

※届出作成にあたっては、裏面の備考に留意して記入してください。

(備考)

- 1 政治団体の支部にあつては、「名称」欄にその名称を記載するとともに、当該支部を支部とする政治団体の名称を「(本部)何々」の例により記載してください。
- 2 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署してください。
- 3 「□」内には、該当するものに「✓」を記入し、「政治団体の区分」欄の中に該当する「□」に「✓」を記入してください。
また、国会議員関係団体の場合は、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の該当する「□」にも「✓」を記入してください。
- 4 「組織年月日」欄には、政治団体の組織の日又は法第3条第1項各号又は第5条第1項各号の団体となった日を記載してください。なお、法第18条の2第1項の規定による政治団体(以下「特定パーティー開催団体」という。)にあつては、政治団体とみなされることとなった日を記載してください。
- 5 「主たる事務所の所在地」欄には、例えば、「宮崎県宮崎市〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇〇号室」というように詳細に記載してください。
- 6 「主たる活動区域」欄には、2以上の都道府県にわたる政治団体にあつては、例えば「全国」、「九州各県」、「甲県及び乙県」というように具体的に記載し、活動区域が1の都道府県の区域内である政治団体にあつては、例えば「甲県」、「甲町及び乙町」というように具体的に記載してください。なお、特定パーティー開催団体にあつては、開催する政治資金パーティーの開催場所を、例えば、「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇〇の間」というように詳細に記載してください。
- 7 「課税上の優遇措置の適用関係の有無」とは、租税特別措置法第41条の17第1項各号のいずれかに該当するか否かにより記入してください。
- 8 「代表者である公職の候補者に係る公職の種類」欄及び「公職の候補者に係る公職の種類」欄には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員(現職)」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員(候補者等)」の例により記載してください。
- 9 政党、政治資金団体又はその他の政治団体がこの届出をする際には、法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書を併せて提出してください。なお、特定パーティー開催団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書を併せて提出してください。